

佐賀県合唱連盟

2018年度 規約集

この規約集には、佐賀県合唱連盟が主催する各事業の内容や要項を掲載しております。大切に保管して下さい。



佐賀県合唱連盟
Saga Chorus League

所在地

役職	〒	住所	所属
理事長	840-0027	佐賀市本庄町本庄 1263	佐賀女子短期大学附属佐賀女子高等学校
事務局長	845-0021	小城市三日月町長神田 1650	小城市立三日月中学校
会計主任	845-0001	小城市小城町 176	佐賀県立小城高等学校

佐賀県合唱連盟規約

第1章 総 則

- 第1条 (名称) この団体は、全日本合唱連盟九州支部佐賀県合唱連盟と称する。
- 第2条 (事務局) 佐賀県合唱連盟(以下、本連盟という)は、事務局を理事長委嘱の所におく。
- 第3条 (組織) 本連盟は、全日本合唱連盟九州支部に所属し、県内の加盟合唱団をもって組織する。

第2章 目的及び事業

- 第4条 (目的) 本連盟は、合唱活動を通して各合唱団相互の親睦と合唱音楽の普及発展に寄与し、あわせて音楽文化の向上に貢献することを目的とする。
- 第5条 (事業) 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 合唱コンクール及び合唱祭の開催及び援助。
 2. 合唱音楽に関する講習会・研究会・演奏会等の開催及び援助。
 3. 合唱団及び指揮者の育成。
 4. その他必要と認めた事業。

第3章 役員及び事務局

- 第6条 (理事) 本連盟では、各団体の代表者を団体理事とし、個人の申し出により理事会(通称：理事総会)に提案され承認を得た者、もしくは理事長が理事会に推薦し承認を得た者を個人理事とする。

- 第7条 (役員) 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 常任理事 若干名
6. 監査 2名
7. WEB管理委員 若干名

- 第8条 (役員を選任)

1. 会長、副会長は、理事会にて決定する。
2. 理事長、副理事長、常任理事、監査、WEB管理委員は役員選任に関する細則に基づき、理事会で選出する。

- 第9条 (役員職務)

1. 会長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときにはこれを代行する。
3. 理事長は本連盟の業務(運営事務)を所轄する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障のあるときはこれを代行する。
5. 常任理事は理事長と協力し、本連盟の運営にあたる。
6. 監査は本連盟の事業並びに会計を監査する。
7. WEB管理委員はホームページ管理を担当する。

- 第10条 (役員任期)

役員任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合、その任期は前任者または後任者の残任期間とする。

第11条（事務局）

事務局には事務局長1名、事務局次長1名をおき、その事務処理にあたる。

第4章 顧 問

第12条（顧問）

1. 本連盟に顧問をおくことができ、理事会にて決定する。

第5章 会 議

第13条（会議の種類とその決議）

1. 理事会は加盟団体の理事、及び会長、副会長、顧問をもって構成し、年1回会長が招集する。尚、必要な場合は適宜開催することができる。尚、理事会は本連盟の決議機関で、予算、決算、役員改選、行事計画等、連盟の運営における必要事項を協議する。
2. 常任理事会は、理事長、副理事長、及び常任理事をもって構成し、理事長が必要に応じて召集する。また、会長、副会長、顧問は、常任理事会に出席し、助言することができる。尚、常任理事会は、事業の遂行、会計の運用等を審議するために開催される。
3. 事務局会は、事務局長、事務局次長、会計主任、会計補佐、図書担当、庶務担当をもって構成し、事務局長が必要に応じて召集する。事務局会は、主に文書事務、会計事務等、事務作業に係る業務の遂行のために開催される。
4. その他、理事の3分の1以上の要請があれば、理事会を開催しなければならない。
5. 会議の議長は、出席者の互選による。
6. 決議は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数のときは議長が決定する。

第14条（会議の定足数）

1. 理事会は構成員（理事）の2分の1以上の出席で成立する。委任状は出席とみなす。
2. 常任理事会は、構成員（常任理事）の3分の2の出席で成立する。

第6章 加 盟

第15条（加盟申し込み）

1. 本連盟加盟申し込みは、所定の申込書に必要な事項を記入し、加盟費を添えて申し込まなければならない。また、加盟費の他に全日本合唱連盟より図書の購入が義務付けられているため、その代金（図書費）も合わせて収めなければならない。

加盟費： 15,000円（佐賀県に9,000円、九州支部、全日本に各3000円）

*但し、小学校は5,000円（佐賀県のみ）

図書費： 合唱連盟機関誌「ハーモニー」（年4回発刊）

小学校・中学校 1冊（600円）×4回=2,400円

高等学校・大学・一般 3冊（1,800円）×4回=7,200円

第7章 会 計

第16条（経費）

本連盟の収入は、次のとおりである。

1. 会費
2. 事業に伴う収入
3. 寄付金
4. その他の収入

第17条 (会計年度、監査)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。尚、原則として年度内に必ず会計監査を受けなければならない。

第8章 補 則

第18条 本規約の施行に必要な細則は、別に理事会でこれを定める。

第19条 本規約の改正には、理事会の構成員の3分の2以上の賛成を要する。

付 則

- 1 本規約の発効は、昭和63年4月1日とする。
- 2 本規約は、平成10年4月25日に改正施行する。
- 3 会計細則を平成10年4月25日に制定施行する。
- 4 役員選任に関する細則を平成14年4月25日に制定施行する。
- 5 役員選任に関する細則を平成15年4月26日に改正施行する。
- 6 本規約は、平成16年4月24日に改定施行する。
- 7 会計細則を平成16年4月24日に改定施行する。
- 8 役員選任に関する細則を平成17年4月23日に改定施行する。
- 9 会計細則を平成17年4月23日に改定施行する。
- 10 会計細則を平成18年4月22日に改定施行する。
- 11 表彰に関する規定を平成19年4月21日に制定施行する。
- 12 会計細則を平成21年4月25日に改定施行する。
- 13 本規約および会計細則を平成22年4月24日に改定施行する。
- 14 本規約は、平成25年4月20日に改定施行する。
- 15 本規約は、平成26年4月26日に改定施行する。
- 16 本規約は、平成27年4月25日に改定施行する。
- 17 本規約は、平成30年4月21日に改訂施行する。

◆事業案内

※各事業についての記載事項はあくまで予定であり、都合により変更する場合があります。

事業名	開催日・会場	主催・後援等	参加費等
【第1事業】 佐賀県合唱祭 ◇入場料 500 円 ◇プログラム 100 円	6 月第 2 日曜日 佐賀市文化会館	◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇団体参加料 (振込) (加盟) 5,000 円 (非加盟) 10,000 円 ◇広告収集 5,000 円分 ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円 * 合同で参加の場合、参加費 5,000 円 (広告料・チケットノルマ免除)
【第2事業】 佐賀県 合唱コンクール ◇入場料 500 円 ◇プログラム 200 円	7 月第 2 日曜日 佐賀市文化会館	◇主催 佐賀県合唱連盟 朝日新聞社 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇団体参加料 (振込) 10,000 円 (小学校部門 5,000 円) ◇個人登録料 (振込) 500 円 ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円
【第3事業】 ☆佐賀県合唱指導者講習会 ★佐賀県合唱講習会	☆合唱講習会の前日 15:00~17:00 佐賀市近郊 ★12月~1月の日曜日 佐賀市近郊	◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会	☆◇参加料 (一人) (加盟) 1,500 円 (非加盟) 2,000 円 ★◇参加料 (一人) (加盟) 小学生 300 円 中・高生 800 円 大学生 1,000 円 一般 1,500 円 (非加盟) 小学生 300 円 中・高生 1,000 円 大学生 1,500 円 一般 2,000 円 ※テキストを使用する場合は、別途徴収する。
【第4事業】 佐賀県ヴォーカル アンサンブル フェスティバル ◇入場料 500 円 ◇プログラム 100 円	1 月第 4 日曜日 佐賀市近郊	◇主催 佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会 ◇後援 佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会	◇グループ参加料 (振込) (加盟) 3,000 円 (非加盟) 5,000 円 ◇個人登録料 : 500 円 (振込) (加盟・非加盟とも) (歌唱者のみ登録が必要) ◇チケットノルマ 1 人 1 枚 ◇プログラム 1 人 100 円

* 合唱祭、コンクール、ヴォーカルアンサンブルについて

1 当日参加人数が都合により減少した場合、参加申し込み時の人数で団体参加費・個人登録料は計算する。

2 当日参加人数が都合により増加した場合、増加した人数で団体参加費・個人登録料は計算する。

3 法定伝染病でグループが欠場した場合、団体参加費・個人登録料は返却する。

* 指導者講習会、合唱講習会について

1 当日参加人数が申し込み時の人数から変更になった場合、当日の参加人数で計算する。

【第1事業】

佐賀県合唱祭

主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会

参加資格：不問

参加人数：制限なし

開催時期：毎年6月の第2日曜日

会場：佐賀市文化会館

入場料：500円

団体参加料：加盟団体は5,000円 非加盟団体は10,000円(振込)

* 合同で参加の場合、参加費5,000円(広告料・チケットノルマ免除)

広告費：出場団体には、5,000円の広告を収集する。

チケットノルマ：参加者1人に1枚をノルマとして課す。

プログラム：参加者・一般販売100円

演奏時間：入退場を含めて7分以内(厳守)

申込締切：5月第2木曜日17:00(厳守)

【第2事業】

佐賀県合唱コンクール(九州合唱コンクール佐賀県予選)

主 催：佐賀県合唱連盟 朝日新聞社 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会

参加資格：加盟団体であること

参加人数：要項に準じる

開催時期：毎年7月の第2日曜日

会場：佐賀市文化会館

入場料：500円

団体参加費：10,000円(小学校部門5,000円)(参加費・登録料振込)

個人登録料：500円

プログラム：参加者100円・一般販売200円

チケットノルマ：参加者1人に1枚をノルマとして課す。

演奏時間：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じる。

小学校部門は6分以内(演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)

中学校部門は8分以内(演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)

高等学校部門は自由曲6分30秒以内(演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)

大学・職場・一般部門は自由曲8分30秒以内(演奏曲が複数の場合は、曲間も含まれる)

課題曲：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じる。

中学校部門以外は全日本合唱連盟発行の「合唱名曲シリーズ」から任意の1曲を演奏する。

尚、小学校、中学校部門は自由曲のみ。

賞：各団体に金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。(ただし、失格の団体を除く)特別賞として、優秀団体に全日本合唱連盟理事長賞と佐賀県合唱連盟理事長賞を授与する。

推薦団体：全日本合唱連盟九州支部の規定に準じて、九州大会への推薦団体を決定する。

※全日本合唱連盟九州支部の規定に従わない、もしくは満たさない場合は失格となる。

申込締切：6月第3火曜日17:00(厳守)

代表者会議：6月第3土曜日午後

【第3事業】

☆佐賀県合唱指導者講習会

★佐賀県合唱講習会

主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

参加資格：不問

開催時期：☆毎年合唱講習会の前日

★毎年12月～1月の日曜日

会 場：★佐賀市近郊

参加費：☆《加盟団体》1500円

☆《非加盟団体》2000円

★《加盟団体》小学生1人300円 中学生1人800円 大学生1人1,000円 一般一人1,500円

★《非加盟団体》小学生1人300円 中学生1人1,000円 大学生1人1,500円 一般一人2,000円

申込締切：11月第4木曜日17:00

テキストがある場合は、別途テキスト代が必要となる。また、講師によって参加費が変更になる場合もある。

【第4事業】

佐賀県ヴォーカルアンサンブルフェスティバル

主 催：佐賀県合唱連盟 佐賀県高等学校文化連盟 佐賀県小中学校音楽教育研究会

後 援：佐賀県教育委員会 佐賀市教育委員会 (公財) 佐賀県芸術文化協会

参加資格：加盟非加盟を問わず、アマチュアのヴォーカルグループであること

開催時期：1月の第4日曜日

会 場：佐賀市近郊

入 場 料：500円

グループ参加費：《加盟団体》3,000円 《非加盟団体》5,000円

個人登録料：500円（加盟・非加盟とも）（歌唱者のみ登録が必要）（参加費・登録料振込）

開催部門：小学校の部、中学校の部、高等学校の部、大学・一般の部の4部門とする。

所属団体から2グループまでの出場とする。2グループで同じメンバーは1/3を超えない。

個人としても2グループまでの出場とする。

参加人数：3名から12名

チケットノルマ：歌唱者1人に1枚をノルマとして課す。

プログラム：参加者・一般販売100円

演奏時間：演奏開始から曲間を含み終了まで8分以内

賞 賞：各グループにハーモニー賞、奨励賞のいずれかを授与する。（ただし、失格の団体を除く）

また、各部門の最優秀グループにベストハーモニー賞を授与する。さらに、各講師がすべてのグループから独自の賞を授与する。

申込締切：12月第3木曜日17:00

※各事業の会場については、その年の総会資料にてご確認下さい。

佐賀県合唱連盟役員選任に関する細則

第1条（選任の時期）

1. 役員選任の時期は、通常役員任期の終了する理事会（通称：理事総会）にて行う。
2. 任期中の役員異動の場合は、常任理事会の決議を経て理事会で承認する。

第2条（選任事務の管理）

1. 選任の事務は、理事総会で委嘱された3名（内1名は事務局長）の選任管理委員会（以後、選管委と称する）が管理する。委員長は委員が互選する。尚、総会前にすべての選任事務を終了することとする。

第3条（常任理事の選任）

1. 理事は、次の部門より該当数の常任理事を互選し、選管委に提出する。なお、個人理事は各部門に振り分け、当てはまらない場合は一般の部に加える。

小学校部門……1名

中学校部門……3名

高等学校部門……3名

大学・職場部門……1名

一般部門……3名

合計 11名

ただし、各部門の該当数を満たすことができない場合は、協議の上、他部門より不足分を補うこととする。また、任期中に特別事業を開催する場合は、上記の数を超える常任理事を互選することができる。ただし、その数は理事総数の半数を超えないこととする。

2. 選管委員長は各部門の常任理事候補者を理事会に提案し、承認を求める。

第4条（理事長推薦選考委員会での選考）

1. 選管委員長は、常任理事の承認を受けた後、次期理事長推薦選考委員会を開催する。
2. 委員会の構成は前条で確定した常任理事と理事長候補を加えたものとする。尚、理事長候補については、理事長が常任理事会で提案し、承認を得た者とする。また、委員長は互選とする。
3. 選管委は理事長推薦選考委員会を開催し次期理事長を互選する。

第5条（提案・承認）

1. 選管委員長は、第4条-3で互選した理事長候補を理事会で提案し、承認を求める。

第6条（役員）

1. 前条で承認された理事長は規約第3章の役員を委嘱する。

1. 副理事長 若干名

2. 常任理事 若干名

3. 監査 2名

4. WEB管理委員 若干名

第7条（附則）

1. この役員選任に関する細則は、平成14年4月25日より施行する。
2. この役員選任に関する細則は、平成15年4月26日より改正施行する。
3. この役員選任に関する細則は、平成17年4月23日より改正施行する。
4. この役員選任に関する細則は、平成25年4月20日より改正施行する。

佐賀県合唱連盟会計細則

第1条（経理事務処理規定）

1. 会計事務は事務局長の下、会計担当者がこれに従事し年度末に監査委員の監査を受けるものとする。
2. 金銭の処理に関する帳簿は、各事業別出納帳・その他会計に関する補助簿の2種類とする。
3. 支払い先より受領する領収書は所定のものが望ましい。但し、別表①による場合は、理事長の支払い証明書をもって代替えることができる。

別表①

1	交通費等最終支払い先より領収書を徴する事が不可能な場合
2	役員に対する手当等、個々に領収書を徴する事のない場合
3	謝礼・贈与等最終支払い先より領収書を徴する事が不適当な場合
4	その他、理事長もしくは事務局長がやむを得ないと認めた場合

4. 決算書は会計担当者及び事務局長が整理・作成し、常任理事会及び最終的には理事長の認めを受け、理事総会の承認を得なければならない。
5. 予算書は前年度の常任理事会で作成し、理事長の認めを受け、理事総会の承認を得なければならない。

第2条（給与・手当等の規定）

1. 給与及び手当等は原則として現金で支払うものとする。
2. 審査員及び講師の謝金は別表②の定めるところによる。

別表② 審査員及び講師の大会別謝金一覧

大会名	金額	備考	拘束時間
コンクール	40,000円	交通費別途支給／昼食あり	半日
講習会	100,000円	交通費別途支給／昼食あり／宿泊／歓迎会等	1.5日
ヴォーカルアンサンブル	県外 30,000円 県内 10,000円	昼食あり／交通費別途支給	終日

※ 講師が連盟関係者の場合、その謝礼は理事長が定めるところにより減額して支払ってもよい。

3. 各種大会で演奏補助（伴奏等）を必要とする場合、理事長が定めるところにより、その内容に応じてその担当者に謝礼を支払うことができる。
4. 各種大会で学生（高校生）を補助員として依頼する場合、日当は別表③の定めるところによる。

別表③ 各種大会の《補助員日当》（高校生）

	金額	備考	拘束時間
各事業	500円	人員×500円／昼食あり	終日

5. 各種大会の理事・大学一般部門の加盟団体団員等の日当（交通費込み）は別表④の定めるところによる。

別表④ 各種大会の《日当》（理事・大学一般部門の加盟団体団員等）

	金額	備考	拘束時間
各事業	1,000円	人員×1,000円／昼食あり	終日

6. 外部からの臨時雇用（アルバイト）の日当（交通費込み）は、別表⑤による。尚、アルバイトは原則として社会人に限る。

別表⑤ 外部からのアルバイト等による賃金

4時間以上8時間以内	3,000円
8時間を超える場合	1時間につき600円を支給する。

※依頼する役職の重要性によっては、事務局長の定めるところにより、それに相当する賃金を支払っても構わないものとする。

7. 役職手当は別表⑥の定めるところによる。

別表⑥ 常任理事会及び会計監査委員《役職手当》

役職名	人員	理事長の定めるところによる	主な業務内容
理事長（常任理事）	1名		<ul style="list-style-type: none"> ・年5～7回の常任理事会 ・各行事の企画、運営 ・文書発送業務 ・各種大会の会場取得業務 ・印刷会社への依頼、校正等の業務 ・会館従事者との打ち合わせ ・九州、全日本への報告業務 ・佐賀市文連、県文団協会議等への参加 ・会計業務 ・予算、決算作成その他
副理事長（常任理事）	2名		
事務局長（常任理事）	1名		
事務局次長（常任理事）	1名		
会計主任（常任理事）	1名		
その他の常任理事	数名		
会計監査	2名		
WEB管理委員	若干名	・ホームページ管理	

8. 全日本及び九州の総会、理事会、事務局長会議へ出席する場合、全日本及び九州より日当が支給されない場合は、県連より2,000円支給する。尚、理事長や事務局長の代理が前述の会議に出席しなければならない場合もそれに準ずる。

第3条（会議規定）

1. 会議等の飲食について
 1. 会議では茶菓子・コーヒー・ジュース等を支給できる。
 2. 会議が昼食、夕食時にかかる場合は食事を次のように提供できる。
 - 昼食：800円以内
 - 夕食：1,200円以内
2. 常任理事会、事務局会、会計監査における役員の日当（交通費込み）は次のように定める。

一律 500 円

3. 会議の項目は、上記のほか別表⑦にあげる経費を計上することができる。

別表⑦

1	会場使用料	2	会場附帯設備料
3	会議資料作成費	4	会議に出席した者の駐車料

第4条（県外旅費規定）

1. 連盟関係者において次の場合には旅費を補助する。
 1. 会議へ出席する場合。
 2. 大会等の視察をする場合。

備考：交通費の計算はJR運賃を基準とする。実費にて支払う。

2. コンクール・講習会の審査員及び講師の旅費支払いは実費とする。またヴォーカルアンサンブルにおいては次のように定める。

①	自宅から会場までが片道	10 km以内の場合	2,000 円
②	"	20 km以内の場合	3,000 円
③	"	30 km以内の場合	4,000 円
④	"	30 kmを超える場合	5,000 円

第5条（慶弔費・見舞金の規定）

1. 本連盟の役員及び団体に関する慶事・弔事に対して祝金・香典を贈ることができる。
2. 慶事・弔事の祝金・香典は別表⑧による

別表⑧ 慶事・弔事の祝金および香典

			金 額	備 考
慶 事	1	会長・顧問	理事長がこれを 定める。	県以上の主なる表彰、現職の退官時
	2	役員		県以上の主なる表彰
	3	加盟団体		理事長が必要と定めた場合（全国大会出場等）
	4	その他のもの		理事長が定めたもの
弔 事			金 額	花輪・生け花等
	1	会長	20,000 円	◎
	2	役員	20,000 円	◎
	3	その他のもの	上記に準じて理事長が定める	

3. 役員が病気・災害などにあつたときの見舞金は理事長がこれを定める。
4. 本連盟と友好関係にある団体に慶弔事項がある場合は、慶弔金を贈ることができ、金額については理事長がこれを定める。
5. 記念品料等の額については理事長がこれを定める。

第6条（付則）

1. この会計細則は、平成 10 年 4 月 25 日制定施行する。
2. この会計細則は、平成 11 年 4 月 24 日改定施行する。
3. この会計細則は、平成 16 年 4 月 24 日改定施行する。
4. この会計細則は、平成 18 年 4 月 22 日改定施行する。
5. この会計細則は、平成 21 年 4 月 25 日改定施行する。
6. この会計細則は、平成 22 年 4 月 24 日改定施行する。
7. この会計細則は、平成 27 年 4 月 25 日改定施行する。

連盟加盟に要する経費及び各種参加費・入場料等の一覧

(平成 30 年度改定版)

佐賀県合唱連盟

項 目	金 額	施行年度	備 考		
□連盟加盟に必要な経費					
(1) 連盟会費	中学校・高校 大学・職場 一般	15,000 円	H30	九州に 3,000、全国に 3,000、県に 9,000	
	小学校	5,000 円	H30	県に 5,000 円	
(2) ハーモニー代	職場・一般	7,200 円	H27	3 冊×600 円×4 回	
	高校・大学	7,200 円	H27	3 冊×600 円×4 回	
	中学校	2,400 円	—	1 冊×600 円×4 回	
	小学校	2,400 円	H25	1 冊×600 円×4 回	
□合唱祭					
(1) 参加料	加盟団体	5,000 円	H16		
	非加盟団体	10,000 円	H16		
	合同合唱	5,000 円	H22	広告料・チケットノルマは免除	
(2) 広告料	5,000 円 以上	H16	5,000 円×1 件以上 広告が取得できない場合も納入する		
(3) 入場料	500 円	H11	出演者は一人 1 枚のノルマ		
(4) プログラム (一般売り)	100 円	H27	出演者は 100 円納入する		
□合唱コンクール (出場資格は加盟団体のみ)					
(1) 参加料	10,000 円 (小学校 5,000 円)	H10 H30	九州に 3,000 円		
(2) 個人登録料	500 円	H13 H22			
(3) 入場料	500 円	H9	出演者は一人 1 枚ノルマ		
(4) 合唱コンクール課題曲集 名曲シリーズ (高校以上)	1,000 円	H30	コンクール出場団体は出場者の数だけ 購入しなければならない		
(5) プログラム (一般売り)	200 円	H27	出演者は 100 円納入する		
□合唱指導者講習会・合唱講習会参加料 ※講師・使用テキストによって多少の変動がある					
合唱指導者講習会	加盟団体	1,500 円	H18		
	非加盟団体	2,000 円	H18		
合唱 講習会	(1) 加盟団体	大人	1,500 円	H9	
		大学生	1,000 円	H25	
		中・高生	800 円	H9	
		小学生	300 円	H25	
	(2) 非加盟団体	大人	2,000 円	H9	
		大学生	1,500 円	H25	
		中・高生	1,000 円	H9	
		小学生	300 円	H25	
□ヴォーカルアンサンブル・フェスティバル					
(1) グループ参加料	加盟団体	3,000 円	H17		
	非加盟団体	5,000 円	H17		
(2) 個人登録料	500 円	H17	加盟・非加盟同額		
(3) 入場料	500 円	H7	出演者は一人 1 枚ノルマ		
(4) プログラム代 (一般売り)	100 円	H27	出演者は 100 円納入する		

各種大会の審査・講師謝金・補助員費・役員手当・会議等飲食一覧

1. 審査員及び講師《謝金》

大会名	金額	備考	拘束時間
コンクール	40,000円	交通費別途支給／昼食あり	半日
講習会	100,000円	交通費別途支給／昼食あり／宿泊、懇親会等	1.5日
ヴォーカルアンサンブル	県外 30,000円 県内 10,000円	交通費別途支給／昼食あり	終日

2. 各種大会の《日当》(高校生)

大会名	金額	備考	拘束時間
合唱祭	500円	人員×500円／昼食あり	終日
コンクール	500円	人員×500円／昼食あり	終日
講習会	500円	人員×500円／昼食あり	終日
ヴォーカルアンサンブル	500円	人員×500円／昼食あり	終日

3. 各種大会の《日当》(理事・大学一般部門の加盟団体団員等)

大会名	金額	備考	拘束時間
合唱祭	1,000円	人員×1,000円／昼食あり	終日
コンクール	1,000円	人員×1,000円／昼食あり	終日
指導者講習会	半日 500円 終日 1,000円	半日は 500円／昼食なし 終日は 1,000円／昼食あり	半日 終日
合唱講習会	1,000円	人員×1,000円／昼食あり	
ヴォーカルアンサンブル	1,000円	人員×1,000円／昼食あり	終日
□外部からのアルバイト等による賃金			
8時間以内	3,000円		
※8時間を超える場合は1時間につき600円支給する。			

4. 常任理事会、事務局会、会計監査等の会議の《日当》

一律 500円

5. 会議等の飲食について

1. 会議では茶菓子・コーヒー・ジュース等を支給できる。
2. 会議が昼食、夕食時にかかる場合は食事を次のように提供できる。
 - 昼食：800円以内
 - 夕食：1,200円以内

佐賀県合唱連盟表彰に関する規定

第1条（対象）

表彰については、以下の各号のいずれかに該当する個人、または団体に対して感謝状の授与を行うものとする。

1. 県連役員として尽力し、10年以上その任務に当たり、辞したと認められる者。
2. 団体の指導者もしくは責任者として10年以上尽力し、その任を辞したと認められる者。
3. 会長、副会長を辞した者。
4. 県連の運営、発展に著しく貢献のあった者、あるいは団体。

第2条（該当者の決定）

4月に各理事は、該当する個人、あるいは団体を調査し、必要に応じて常任理事会に提出する。

第3条（評定）

表彰に関する規定は、常任理事会の議を経て、理事総会で決定する。

第4条（表彰の時期）

表彰は原則として合唱祭で授与するものとする。

第5条

表彰は記念品などの副賞を贈ることができる。この決定については、理事長が行う。

第6条（付則）

1. この規定の変更については、常任理事会の議決を経て、理事総会で行う。
2. この規定は、平成19年4月21日より施行する。
3. この規定は、平成26年4月26日より改定施行する。

「個人情報の保護に関する法律」全面施行に伴う対応について

「個人情報の保護に関する法律」が平成17年4月17日より施行されましたので、下記の件について生徒、保護者、及び団員の方々への周知徹底をよろしくお願い致します。

1. 氏名、学校名、学年等の個人情報がプログラムや記録集、新聞等に掲載される場合がある。
2. 合唱連盟の許可を得た組織や事業者によって撮影された写真やビデオ等の個人情報が公開される場合がある。

楽譜の複写について

複写（コピー）機の普及により、最近市販の楽譜の複写が増えています。このことは、著作権法により禁止されていますので、団体の皆様の適切な対応をよろしくお願い致します。